

国家検定

令和5年度後期 技能検定受検案内 技能五輪長崎県大会案内

長崎県職業能力開発協会
〒851-2127
西彼杵郡長与町高田郷 547-21
技能・技術向上支援センター内
TEL 095-894-9971
FAX 095-894-9972
<https://www.nagasaki-noukai.or.jp>

技能検定とは

技能検定とは、労働者の有する技能を一定の基準により検定し、これを公証する技能の国家検定制度です。技能者の技能修得意欲を増進させ、社会的な評価の向上を図り、ひいてはわが国の産業発展に寄与しようとするものです。

技能検定に合格した方には、特級、1級及び単一等級は厚生労働大臣名の、2級及び3級は長崎県知事名の合格証書が交付され、技能士と称することができます。（等級区分は職種によって違います。）

令和4年度前期より2級および3級を受検する35歳未満の方（職業高校等在學生は除く）は、本人確認書類に加え在職証明書等が必要となりました。必ずP4を確認の上提出してください。

シーケンス制御（シーケンス制御作業）の新設に伴い、受検資格・免除資格等の取扱いに変更があります。受検申請時に必ずP5を確認の上申請して下さい。

職種・作業によっては、免許又は技能講習・特別教育等の資格証の携帯が義務付けられています。P12～の実技試験の概要をご確認ください。

1 実施日程

受付期間	実技試験	学科試験	合格発表
令和5年10月2日（月） ～ 令和5年10月13日（金） ※土日、祝日は除く	令和5年12月4日（月） ～ 令和6年2月11日（日） までのうち当協会が指定する日 問題公表 令和5年11月27日（月） 当協会でご公表します。 また、後日受検票とともに 送付いたします。 （統一実施にかかるものを除く。）	令和6年1月21日（日） 令和6年1月28日（日） 令和6年2月4日（日） 日時、場所については 決定次第、受検票で 通知いたします。	令和6年3月8日（金）

2 試験の方法

技能検定の試験は、職種・作業ごとに**実技試験**及び**学科試験**によって実施いたします。

実技試験には、**製作等作業試験**（旧作業試験）、**判断等試験**（旧要素試験）及び**計画立案等作業試験**（旧ペーパーテスト）があり、職種・作業・級により組合せがあります。

（6ページ以降を参照のこと）

3 受検申請手続き

概略説明

申請方法	手数料		申請書	備考
窓口受付	現金の場合		同時に提出して下さい。折りたたんでもかまいません。	複数の受検者分を一括送付・一括振込される場合は、下記の通り別表を添付して下さい
	振込の場合	振込金受取書のコピーを持参して下さい。		
郵送受付	現金の場合	現金書留で郵送して下さい。		
	振込の場合	振込金受取書のコピーを同封して下さい。		

申請書の記入例は P 1 8 受検資格については P 8 免除の資格については P 9 をご覧ください。

〈別表の例〉

職種	作業	級	氏名	実技試験	学科試験	手数料額	備考
配管	建築配管作業	1級	長与 次郎	18,200円	3,100円	21,300円	
型枠施工	型枠工事作業	1級	検定 太郎	受検しない	3,100円	3,100円	
機械検査	機械検査作業	2級	長崎 一郎	18,200円	免除	18,200円	
シーケンス制御	シーケンス制御作業	2級	検定 二郎	9,200円	3,100円	12,300円	35歳未満
建築大工	大工工事作業	技能五輪	技能 光	9,200円		9,200円	
家具製作	家具手加工作業	3級	長崎 花子	3,100円	3,100円	6,200円	在校生・35歳未満
合計			6名	57,900円	12,400円	70,300円	

※実技試験手数料が減免となる方は、上記備考欄のとおり記載してください。

手数料金額については、下記にて確認してください。

受検手数料【非課税】

・平成29年度後期試験から実技試験手数料の減免措置が拡充されました。

（学科試験手数料は変更ありません。）なお、減免措置対象者は、日本国籍を有し、または、出入国管理及び難民認定法別表第二に規定する永住者に限ります。

全職種・全作業とも下表のとおりとなります。（免除または受検しない試験についての受検手数料は不要です。）

令和5年4月1日時点の年齢		受検手数料		
		実技試験	学科試験	計
特級	全年齢	18,200円	3,100円	21,300円
1級	全年齢	18,200円	3,100円	21,300円
単一等級	全年齢	18,200円	3,100円	21,300円
2級	35歳以上の方(昭和63年4月1日生以前)	18,200円	3,100円	21,300円
	35歳未満の方(昭和63年4月2日生以降)	9,200円	3,100円	12,300円
3級	35歳以上の方(昭和63年4月1日生以前)	18,200円	3,100円	21,300円
	35歳未満の方(昭和63年4月2日生以降)	9,200円	3,100円	12,300円
	職業高校等在学中で、35歳未満の方(昭和63年4月2日生以降)	3,100円	3,100円	6,200円

詳細説明

<p>提出書類等</p>	<p>①技能検定受検申請書（写真(たて4cm×よこ3cm)を1枚貼って下さい。)1通 ②氏名・生年月日が確認できる書類のコピー（運転免許証、健康保険証等）1通 ※2・3級を受検する35歳未満の在職者の方は、在職証明書類等のコピーが必要になります。詳しくはP4でご確認下さい。 ③免除の証明書類のコピー（後日判明しても免除できません。） ④在校生料金の場合、在学証明書、学生証等 ⑤特級の受検者の場合、1級の合格証書のコピー ⑥受検手数料（受検する実技試験・学科試験手数料）は、締切日までに納入下さい。 イ 現金の場合：窓口を持参するか現金書留で郵送して下さい。 ロ 振込の場合：指定口座に入金のうえ、振込金受取書のコピーを申請書に添付して下さい。複数名分を一括で入金する場合、受検者の一覧表を作り、個人ごとの金額がわかるようにして下さい。振込手数料は振込人負担です。 ハ 免除される試験についての手数は不要です。 ニ 手数料額については2ページをご覧ください。 ⑦申請書を郵送する場合は、<u>締切日（10月13日）までの消印</u>があるものに限り受け付けます。 ⑧提出先 〒 851-2127 西彼杵郡長与町高田郷 547-21 長崎県職業能力開発協会 職業能力検定課 TEL 095-894-9971 FAX 095-894-9972</p>
<p>留意事項</p>	<p>①実技試験・学科試験の両方免除の場合は全職種（前期・後期）とも受検申請できます。 ※両方免除の場合、写真及び手数料は不要です。 （詳細は、長崎県職業能力開発協会までお問い合わせ下さい。） ②受検手数料については実技試験手数料と学科試験手数料を同時に納入下さい。 （免除または受検しない試験についての手数は不要です。） また、受付完了後は受検手数料についてはいかなる理由があっても返金は出来ません。 ③実技試験について、受付人員及び設備等の制約のため、他県で受検していただく場合や実技試験を取り止める場合があります。 ④学科試験は全国統一の日程で実施されます。 また、一部の実技試験についても全国統一の日程で実施されます。 6ページ以降をご覧ください。 ⑤学科試験について、各地区の受検者が少ない場合は、他の地区で受検していただく場合があります。 ⑥受検資格の判定に必要な場合は、証明書類を別途提出いただく場合があります。 ※機械設備の関係で、作業によっては受検者の事業所等を試験会場に指定する場合があります。</p>

技能検定受検申請書は、当協会、又は各市町役場、県雇用労働政策課、各職業能力開発校、関係組合、事業所等にあります。

振込先

銀行名・・・十八親和銀行
 支店名・・・時津中央支店
 口座種別・・・普通
 口座番号・・・1040979
 口座名義・・・長崎県職業能力開発協会
 会長 町田 十九一（マチダ トクイチ）

※銀行振込の場合は振込金受取書又は利用明細書（ATM等）のコピーを必ず添付して下さい。

2・3級を受検する35歳未満の在職者の方

氏名・生年月日が確認できる書類のコピーに加え在職を証明する書類が必要です。

- 1、健康保険証に事業所名称の記載がある場合は、氏名・生年月日・事業所名称が確認できるため1枚のみの提出が可能です

《例》

健康保険 被保険者証	本人(被保険者)	00000
	平成〇〇年〇〇月〇〇交付	
	記号 00000000 番号 00	
氏名	〇〇 〇〇	
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	性別〇
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
事業所名称	株式会社〇〇〇	
保険者番号	<input type="text"/>	
保険者名称	全国健康保険協会	〇〇支部
保険者所在地	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	

こちらに、事業所名称の記載があるかご確認ください。

- 2、健康保険証に事業所名称の記載がない場合は

氏名・生年月日が確認できる書類（運転免許証、健康保険証等のコピー1部）に加え在職証明書、雇用保険被保険者証のコピー、給与明細のコピーいずれか1部の提出が必要です。

【本人確認ができる書類】

- ・ 運転免許証のコピー
- ・ 健康保険証等のコピー

いずれか1部

+

【在職が確認できる書類】

- ・ 在職証明書
様式については任意ですが、氏名・生年月日
在職期間は必ず記載して下さい。
- ・ 雇用保険被保険者証のコピー
- ・ 給与明細のコピー

いずれか1部

シーケンス制御職種を受検申請される方

令和5年度よりシーケンス制御職種は、電気機器組立て職種から独立し新職種として設置されました。それに伴い受検資格、免除資格に変更がありますので、申請の際はご注意ください。

1. 令和4年度までに電気機器組立て(シーケンス制御作業)を受検し技能検定合格をされた方

電気機器組立て(シーケンス制御作業)合格者は、シーケンス制御(シーケンス制御作業)の上位級を受検する際、下位級合格による実務経験の短縮は認められませんのでご注意ください。

★令和5年度に2級シーケンス制御(シーケンス制御作業)を受検できる方は、下記のいずれかを満たす方です。

- ・シーケンス制御に関する実務経験が2年以上の方
- ・シーケンス制御に関する学科・訓練科を卒業された方
- ・令和5年度前期試験においてシーケンス制御(シーケンス制御作業)3級に合格された方

★令和5年度に1級シーケンス制御(シーケンス制御作業)を受検できる方は、下記のいずれかを満たす方です。

- ・シーケンス制御に関する実務経験が7年以上の方
- ・シーケンス制御に関する学科・訓練科を卒業された方でP8の実務経験(短縮年数)がある方。

2. 令和4年度までに電気機器組立て(シーケンス制御作業)を受検し実技もしくは学科の片側だけ合格された方

電気機器組立て(シーケンス制御作業)の片側合格者については、シーケンス制御(シーケンス制御作業)の片側合格とみなされます。また、上位級の受検に必要な実務経験の短縮が認められます。

例：令和4年度後期試験で電気機器組立て(シーケンス制御作業)2級を受検し、学科のみ合格。
令和5年度後期試験でシーケンス制御(シーケンス制御作業)2級の実技試験を受検(学科免除)。
合格した場合、シーケンス制御2級の技能士を得られます。

3. 同一検定職種合格による免除について

令和4年度までは、電気機器組立ての他作業において技能士を取得していた場合、電気機器組立て(シーケンス制御作業)同級の学科が免除されていましたが、令和5年度よりシーケンス制御職種は、電気機器組立て職種とは別職種になりますので、学科免除が適用されませんのでご注意ください。

例：令和3年度に電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)2級の技能士を取得。
令和4年度に電気機器組立て(シーケンス制御作業)2級を同一検定職種合格による学科免除にて実技のみ受検。結果不合格。
令和5年度後期にシーケンス制御(シーケンス制御作業)2級を受検する場合、学科免除が適用されないため、実技・学科両方の受検が必要です。

4. 特級受検について

特級シーケンス制御職種の受検には、1級シーケンス制御職種合格後5年の実務経験が必要となります。1級電気機器組立て(シーケンス制御作業)合格後、実務経験5年での特級シーケンス制御職種職種の受検は認められません。

5. 両方免除申請について

令和4年度までに、電気機器組立て(シーケンス制御作業)の技能士を取得されている方については両方免除申請をすることにより同級のシーケンス制御技能士を取得したとみなすことができます。ただし両方免除申請をしないかぎりは、取得したとみなされませんのでご注意ください。両方免除の申請方法は、受検申請書に必要事項をご記入いただき、前期・後期の申請期間中に当協会へご提出下さい。
なお、手数料・写真は必要ありませんが、必ず本人確認書類の添付が必要です。

※ご不明な場合は、事前に長崎県職業能力開発協会へお問合せ下さい。